改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～十一　略］ 十二　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号又は第三十四条に規定する罪 ［十三～五十九　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号又は第三十三条第二号に規定する罪 ［十三～五十九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為等） **第一条**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 ［一～十一　略］ 十二　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号又は第三十四条に規定する罪 ［十三～五十九　略］ （譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪） **第十三条の二**　法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 ［一～三　略］	（暴力的不法行為等） **第一条**　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号又は第三十三条第二号に規定する罪 ［十三～五十九　同上］ （譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪） **第十三条の二**　［同上］ ［一～三　同上］

改正後	改正前
四　競馬法第三十条第三号又は第三十四条に規定する罪 ［五～十六　略］	四　競馬法第三十条第三号又は第三十三条第二号に規定する罪 ［五～十六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～十一　略］ 十二　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号又は第三十四条に規定する罪 ［十三～五十九　略］	［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号又は第三十三条第二号に規定する罪 ［十三～五十九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（古物営業法施行規則の一部改正）

第五条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～十一　略］ 十二　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号又は第三十四条に規定する罪 ［十三～五十九　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号又は第三十三条第二号に規定する罪 ［十三～五十九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	